

桜井市物品購入等の契約に関する指名停止措置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市が発注する物品購入等の契約の適正かつ円滑な履行等を確保するため、入札参加資格者が契約に違反した行為、贈賄その他の不正行為を起こした場合等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品購入等 物品の購入、製造の請負その他（建設工事、測量及び建設コンサルタント業務等については除く。小規模修繕（建物）含む。）をいう。
- (2) 入札参加資格者 桜井市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成27年3月30日桜井市告示第71号）の規定に基づき、入札参加資格者名簿または小規模修繕（建物）業者名簿に登録されている者をいう。
- (3) 役員等 法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。
- (4) 使用人 入札参加資格者と雇用関係にある者で、前号に掲げる者以外のものをいう。
- (5) 入札参加資格者等 入札参加資格者、その役員等又はその使用人をいう。

(指名停止)

第3条 市長は、入札参加資格者が別表に規定する措置条件のいずれかに該当するときは、別表各号に規定する期間の範囲以内で相当と認める期間、指名停止の措置を決定する。ただし、入札参加資格者が桜井市建設工事等請負契約に係る入札参加資格者と重複する場合は桜井市建設工事等請負契約業者選定審査会の決定にならう。

- 2 前項の規定による指名停止期間の始期は、決定の日からとする。
- 3 市長は、第1項の規定による決定があつた場合は、物品購入等の契約を締結するために行う指名競争入札に参加させようとする者を指名するに当たって、当該決定に係る入札参加資格者を指名してはならない。
- 4 市長は、第1項の規定による決定があつた場合において、当該決定に係る入札参加資格者を現に指名しているときは、入札未執行のものに限り当該指名を取り消すものとする。

(指名停止期間の特例)

第4条

入札参加資格者が一の事案により措置要件の2以上に該当したときは、これらの措置要件に係る指名停止の期間のうち最も長いものを適用する。

- 2 入札参加資格者が次のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、当該措置要件について別表各号に定める入札参加停止の期間に2を乗じた期間とすることができる。
 - (1) 談合情報を得た場合等で、当該入札参加資格者等から談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず(事情聴取で談合を否定したが誓約書の提出を拒否した場合を含む。)当該事案について、別表第5号、第6号（独占禁止法違反）又は第7号(談合等)

の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 別表第5号、第6号(独占禁止法違反)又は第7号(談合等)の措置要件のいずれかに該当する入札参加資格者等について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反に係る確定判決、排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売入札妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)

(3) 別表第5号、第6号(独占禁止法違反)の措置要件のいずれかに該当する入札参加資格者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき(前2号に掲げる場合を除く。)

3 市長は、入札参加資格者が措置要件のいずれかに該当することが判明した場合において、指名停止の期間を決定する前に、さらに措置要件のいずれかに該当することが判明したときは、併せて指名停止を行うものとする。この場合における指名停止の期間は、該当する各指名停止の期間を合算したものとする。

4 市長は、次の各号の場合においては、指名停止の期間を当該各号に定める期間とすることができる。

(1) 入札参加資格者等が別表第5号、第6号(独占禁止法違反)の措置要件のいずれかに該当した場合であっても、課徴金減免制度が適用され、かつ、その事実が公表されたときにおいては、当該制度の適用がなかったと想定した場合の別表各号に定める指名停止の期間に8分の1を乗じた期間

(2) 市に対し、談合の事実を報告し、資料の提供をした場合 別表各号に定める指名停止の期間に8分の1を乗じた期間

5 市長は、前項に規定するときを除くほか、入札参加資格者について指名停止の決定前に情状酌量すべき特別の事由が明らかであるとき、又はその事由が指名停止の決定後明らかとなったときは、別表各号及び第4条第1項から第3項までの規定により定めた入札参加停止の期間に2分の1を乗じた期間を指名停止の期間とすることができる。

6 市長は、入札参加資格者について極めて悪質な事由があると認めるとき、又は入札参加資格者が極めて重大な結果を生じさせたと認められるときは、別表各号に定める指名停止の期間に2を乗じた期間を指名停止の期間とすることができる。

7 第4項及び第5項の規定による期間の計算については、1月に満たない期間は1月を30日として計算し、1日に満たない端数を生じる場合はこの端数を切り捨てるものとする。

8 市長は、指名停止の期間中の入札参加資格者が当該指名停止の原因となった事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるとき(当該入札参加停止の措置要件に該当することとなった事由が入札参加資格者等に係るものである場合にあっては、当該入札参加資格者等のいずれもが責めを負わないことが明らかになった場合に限る。)は、指名停止を解除するものとする。

(指名保留)

第5条 市長は、入札参加資格者が第3条第1項の規定に該当する疑いがあるときは、その事実が判明するまでの期間、当該入札参加資格者の指名保留の措置を決定することができる。

2 市長は、前項の規定による決定をした場合において、その必要がなくなったときは、当該措置を解除する。

(通知)

第6条 市長は、指名停止等を決定したときは、当該入札参加資格者及び関係各課に対しその旨通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 市長は、指名停止期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(指名停止に至らない事由に対する措置)

第8条 市長は、指名停止を行わない場合においても、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し書面又は口頭で警告又は注意をすることができる。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、指名停止等の措置の事務に関し必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この措置基準は、平成13年7月5日より施行する。

附則(平成29年3月27日一部改正)

この措置基準は、平成29年4月1日より施行する。

附則(令和3年4月1日一部改正)

この措置基準は、令和3年4月1日より施行する。

別表（第3条関係）

<p>(虚偽記載)</p> <p>1、物品購入等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争入札参加資格申請書等に虚偽の記載をし、物品購入等の契約の相手方として不相当と認められるとき。</p>	<p>6ヶ月間</p>
<p>(過失による粗雑な履行)</p> <p>2、市発注契約の履行に当たり、過失による粗雑品の納入、仕様書等に定められた品質又は数量に関する不正行為など粗雑な履行が認められたとき。</p>	<p>6ヶ月間</p>
<p>(契約違反等)</p> <p>3、物品購入等の契約の履行に関し契約条件等に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき。</p> <p>(1) 契約の解除</p> <p>(2) 履行遅延等</p>	<p>3ヶ月間</p> <p>1～3ヶ月間</p>
<p>(贈賄)</p> <p>4、入札参加資格者等が次に掲げる者に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 桜井市の職員</p> <p>(2) 奈良県内の公務員</p> <p>(3) 奈良県外の公務員</p>	<p>24ヶ月間</p> <p>18～24ヶ月間</p> <p>12～24ヶ月間</p>
<p>(独占禁止法違反)</p> <p>5、次に掲げる区域内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反し措置命令、課徴金納付命令又は審決がなされ、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 奈良県内</p> <p>(2) 近畿府県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び三重県をいう。以下同じ。）内</p> <p>(3) 近畿府県外</p>	<p>18ヶ月間</p> <p>12ヶ月間</p> <p>6ヶ月間</p>
<p>6、次に掲げる区域内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反し、逮捕されもしくは書類送検され、又は公正取引委員会の告発を受け、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 奈良県内</p> <p>(2) 近畿府県内</p> <p>(3) 近畿府県外</p>	<p>24ヶ月間</p> <p>12ヶ月間</p> <p>6ヶ月間</p>

<p>(談合等)</p> <p>7、入札参加資格者等が次に掲げる区域内において、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6（競売入札妨害罪又は談合罪）の被疑事実により逮捕、書類送検または起訴され、又は市が当該被疑事実を確認し契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 奈良県内 (2) 近畿府県内 (3) 近畿府県外</p>	<p>24ヶ月間 9ヶ月間 6ヶ月間</p>
<p>(不正・不誠実な行為)</p> <p>8、前各号に掲げる場合のほか、入札参加資格者等が業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品購入等の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格者等に極めて重大な反社会的行為があり、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (2) 入札参加資格者等が、業務に関し脱税の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 (3) 入札参加資格者等が、地方自治法、契約規則その他の業務関連法令に重大な違反をしたとき。 (4) 落札決定後契約を締結しなかったとき。 (5) 入札参加資格者及び役員が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (6) 入札参加資格者等が、入札に際し、入札心得に違反したとき。</p>	<p>6～12ヶ月間 6ヶ月間 2～3ヶ月間 3ヶ月間 6ヶ月間 2ヶ月間</p>
<p>(経営不振)</p> <p>9、入札参加資格者が、金融機関から取引停止となったとき。</p>	<p>取引再開が確認されるまで</p>
<p>(その他)</p> <p>10、市長が指名停止の措置が必要であると認めたとき</p>	<p>市長が必要と認める期間</p>